



茨城県報

第 1 7 3 4 号

平成17年12月22日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (厚生総務課)	2
● 民生委員の定数の一部改正 (厚生総務課)	2
● 救急医療協力診療所の申出の撤回 (医療整備課)	3
● 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	3
● 大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課)	4
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (6 件) (中小企業課)	4
● 土地改良事業の適当決定 (農村計画課)	13
● 道路の区域の変更 (道路維持課)	14
● 道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)	14
● 土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)	15
● 土地改良区役員の就退任 (土地改良事業所)	15
● 土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	16

(公 安 委 員 会)

● 学科試験及び実技試験の全部を免除される者に対する検定合格者審査の実施	17
--	----

公 告

● 公の施設の指定管理者の指定 (人事課)	18
● 都市計画の図書の縦覧 (2 件) (都市計画課)	20
● 開発行為の工事完了 (7 件) (建築指導課)	21
● 道路の位置の指定 (建築指導課)	22

(教 育 委 員 会)

● 公の施設の指定管理者の指定	22
-----------------------	----

(監 査 委 員)

● 定期監査の公表	23
● 財政的援助団体等の監査の執行	25
● 定期監査結果に基づく措置状況の公表	29

規 程

(企 業 局)

● 茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程	30
------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1435号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「龍ヶ崎市竜ヶ岡地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

常総市水海道地区民生委員児童委員協議会	水海道高野町、水海道天満町、水海道亀岡町、水海道本町、水海道元町、水海道栄町、水海道宝町、水海道諏訪町、水海道橋本町、水海道森下町、水海道湍頭町、水海道山田町、水海道川又町、六軒、下谷原、谷津、報恩寺、芋内、細野、飯沼、北部、横曽根、前河原、砂原、浜、柏木、笹塚新田町、横曽根新田町、内久根、天神下、五郎兵衛新田町、下新田、中坪、山口、上新田、中新田、上口、羽生町、大輪町、花島町、後宿、寺前、根新田、千代田団地、中部、砂場、沖の内、十家、五家、駅前、白畑、山戸内、中三坂、上三坂、沖三坂、沖新田町、三坂新田町、福二町、上蛇町、川崎町、小山戸町、中山町、相野谷町、十花町、東町、箕輪町、兵町、大崎町、平町、長助町、新井木町、樋ノ口、米山、島、本郷、岡ノ内、江島、宿、野口、飯田山、遠大久保、染色団地、北呂山、篠山、時信、貝置、鹿小路、向地、本郷、長ノ入、きぬの里、樽井、下香、大並、原、中郷、上野、平松、古谷、堀込、向山、松山、遠久保、篠山、新田
常総市石毛地区民生委員児童委員協議会	上石下、西原、本上、本中、雇用促進住宅、本浦、川端、本下、美好町、松葉、栄町、寿町、横町、新浦、宮一、宮二、上仲町、下仲町、八幡町、新下上、新下東、新下南、東町、横堤、大房、東野原、山口、平内、収納谷、館方、豊田東部、豊田西部、本椎木、豊田中部、豊田南部、豊美台、本豊田、南宿、曲田、六軒、杉山、狐山、向石下、国生、岡田、蔵持、倉持新田、中沼、篠山、古間木、古間木沼新田、大沢新田、鴻野山、左平太新田、孫兵工新田、栗山新田、馬場新田、鴻野山新田、崎房、古間木新田、馬場、若宮戸、原宿、小保川

制定文中「龍ヶ崎市」を、「龍ヶ崎市、常総市」に、「龍ヶ崎市担任」を「龍ヶ崎市担任、常総市担任」に改める。

茨城県告示第1436号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表中下妻市の項を次のように改める

下 妻 市	81	77	4
-----------------	----	----	---

表中下妻市の項の次に次のように加える。

常 総 市	104	100	4
-------	-----	-----	---

表中水海道市、石下町及び千代川村の項を削る。

茨城県告示第1437号

次の救急医療協力診療所については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団 双水会 坂本医院	水海道市小山戸町1番地の1

茨城県告示第1438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市卒島1293番地

(2) 株式会社スーパーカドヤ

代表取締役 岡崎 正光
東茨城郡美野里町羽鳥2737

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品真鍋店・スーパーカドヤ土浦真鍋店
土浦市真鍋新町1095 - 2 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更する年月日

平成18年1月15日

(4) 変更する理由

周辺住民より出入口の位置について変更の要望があったため。

3 届出年月日

平成17年12月 5 日

茨城県告示第1439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ユニー株式会社

代表取締役社長 佐々木 孝治

(2) 住所

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニー藤代店

取手市桜ヶ丘4291 - 11

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4,230㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 ㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日

平成17年12月 4 日

3 届出年月日

平成17年12月 5 日

茨城県告示第1440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウン東石川

ひたちなか市大字東石川字下屋敷3614 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成17年 8 月 8 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	大 高 善 興
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	松 本 南海雄
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町賀茂工業団地	矢 野 博 文
株式会社ブックエース	水戸市見和 1 - 317 - 2	中 村 昭 彦

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 3 月24日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,315m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 480台
- (イ) 駐輪場の収容台数 193台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 310m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 29m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 翌午前 2 時 (一部午後 9 時, 午後10時, 翌午前 0 時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時45分 ~ 翌午前 2 時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 8 時30分

キ 届出年月日

平成17年 7 月19日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	西中根田彦線から店舗に入る車両と、同線の一般車両の店舗周辺での混雑緩和策として、また、駐車場内の事故防止策として駐車場内・出入口に警備員等を配置すること。	周辺地域の交通安全の確保及び良好な生活環境の保持のため。
	各出入口について、入口専用・出口専用を遵守するよう案内表示をすること。	
	駐車場内の照明灯設置、店舗周辺の街路灯設置。	

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理すること。また、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ等適正に分別し減量化に努めること。	
荷さばき車両・来客車両のアイドリング禁止の徹底に努めること。	
景観形成基準に準拠すべく、外装及び屋根仕上げ等の色彩は、周辺景観と著しく不調和となったり、高彩度として派手なカラーにならぬよう、周囲と調和する低彩度（6以下）となるよう配慮すること。	

茨城県告示第1441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大洗リゾートアウトレットモール

東茨城郡大洗町港中央11番2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成17年8月4日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ハヶ岳モールマネジメント	東京都千代田区一番町18番地	藤 井 弘 毅
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年3月15日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,623m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|---------------|------------------|
| (ア) 駐車場の収容台数 | 900台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数 | 150台 |
| (ウ) 荷さばき施設の面積 | 78m ² |

- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 95 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時～午後 9 時

- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6 箇所

- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成17年 7 月14日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン水戸内原ショッピングセンター

水戸市中原町字西135番地

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成17年11月21日

イ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) イオン内原ショッピングセンター

(変更後) イオン水戸内原ショッピングセンター

- (イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 東茨城郡内原町内原駅北土地区画整理事業地内

(変更後) 水戸市中原町字西135番地

- (ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
川上陶器株式会社	水戸市大工町一丁目 3 番 2 号	川 上 典 夫
株式会社花の店よこやま	ひたちなか市表町 6 - 11	横 山 孝
株式会社レブハウス	東京都世田谷区太子堂一丁目 4 番 24 号	堀 口 康 弘
ジャパンリカーサービス株式会社	東京都千代田区岩本町 2 丁目 10 番 8 号	菊 池 明 夫
株式会社ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町 89 番地 1	藤 原 謙 次
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北 村 正 志
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台二丁目 18 番 1 号	大 楠 祐 二
株式会社ビューカンパニー	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 4 番地 30 号	松 村 洋 祐
株式会社レディースニューヨーカー	東京都千代田区二番町 3 - 4	上 條 浩 之
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央四丁目 24 番 26 号	堤 征 二
サキヤクリエイト株式会社	岡山県倉敷市白楽町 380 番地の 3	佐々木 正 明
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目 3 番 5 号	山 田 道 朗
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	寺 井 秀 蔵
スギヤマ鍵屋	西茨城郡友部町中市原 1678 - 6	杉 山 忠 夫
株式会社ブチボワン	千葉県柏市柏三丁目 7 番 11 号柏タウンハイツ 304	萩 原 信 一
株式会社ジュエリーデン	千葉県香取郡小見川町小見川 798 番地	田 泰 夫
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋四丁目 26 番地 3 号	松 井 忠 三
ペットシティ株式会社	千葉県千葉市中瀬一丁目 5 番地 1	岡 田 寛
株式会社トミーヒルフィガー・ジャパン	東京都港区南青山五丁目 1 番 10 号	玉 木 開 作
株式会社三鈴	東京都渋谷区代々木一丁目 11 番 2 号	吉 田 忠
株式会社フリーズインターナショナル	東京都渋谷区神宮前 6 - 17 - 11	廣 瀬 啓 二
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区外神田六丁目 5 番 3 号	菅 田 茂
株式会社モリタ	青森県八戸市三日町 14 - 1	盛 田 明
株式会社イズム	兵庫県神戸市中央区布引町 1 - 1 - 10	小 田 俱 義
株式会社クリニャンクール	石川県かほく市宇野気チ 118 番地	田 中 貢
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通 7 丁目 2 番 17 号	井 元 憲 生
有限会社ムラ・クリエイティブハウス	東京都世田谷区上馬 1 丁目 33 番 17 - 102 号	田 村 司
有限会社ミヤケ興産	水戸市石川 2 - 4198 - 1	三 宅 勝 一
株式会社アルファベットパステル	北海道札幌市中央区南二条西二十五丁目	濱 田 一 康
株式会社スタジオクリップ	群馬県前橋市西片貝町一丁目 288 番地の 5	千木良 知 巳
株式会社ビッグ・サン	岩手県盛岡市仙北二丁目 12 番 29 号	白 沢 進
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目 31 番 8 号	尾 田 信 夫
株式会社日本ヨーゲンフルーツ	東京都港区南青山二丁目 26 番 34 号	山 内 英 貴
株式会社麦の穂	大阪府大阪市北区天神橋二丁目 2 番 10 号	廣 田 雄 二

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社新保哲也アトリエ	兵庫県西宮市産所町15番14号	新 保 哲 也
株式会社松屋	福島県福島市飯坂町湯野字暮坪 9 番地	石 森 慎 司
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町 2 丁目 7 番23号	今 野 克 二
ビー・アールサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎 3 - 2 - 1	松 山 和 夫
株式会社やまと	東京都新宿区新宿三丁目28番16号	矢 嶋 孝 敏
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28	竹 内 實
株式会社ヤングファッション研究所	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番 2 号	加 藤 武 司
株式会社トレンディ	群馬県高崎市八島町20番地 K S ビル 2 F	根 岸 芳 郎
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区二宮町一丁目 9 番 9 号	青 井 正 人
山口ビル管理株式会社	福井県福井市中央一丁目10番 2 号	山 口 美重子
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市幸町 2 - 8	石 川 康 晴
有限会社サティス	大阪府東大阪市長田中三丁目 2 番27号	青 井 一 登
有限会社ハートマーケット	群馬県前橋市昭和町 2 - 7 - 2	櫻 井 明
株式会社ポイント	水戸市泉町三丁目 1 番27号	黒 田 博
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市新堀町64番地 7 号	田 中 仁
株式会社アートヴィレッチ	東京都墨田区石原四丁目15番 4 号	鈴 木 安喜雄
イトキン株式会社	大阪府大阪市西区南堀江一丁目 4 番19号	辻 村 章 夫
有限会社アール・エイ・ワイ	秋田県秋田市山王三丁目 8 番 5 号トーカンキャス ステール山王608号	臼 井 寿 義
タワーレコード株式会社	東京都品川区南品川二丁目15番 9 号	伏 谷 博 之
株式会社two-five	東京都品川区上大崎三丁目14番37号	西 村 順 一
株式会社ブックバーン	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	柿 内 宏 一
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9 番 7 号	臼 井 一 秀
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿一丁目19番10号	花 谷 洋 二
東京シャツ株式会社	東京都千代田区東神田 2 丁目 8 番12号	鈴 木 正 利
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番 1 号	木 山 茂 年
株式会社ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号渋谷プロパティ ー東急ビル 3 F	木野村 明 廣
株式会社アイウォーク	東京都台東区上野 4 - 5 - 11	栗 原 裕
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港二丁目11番 4 号	中 村 泰二郎
株式会社アリー	岡山県岡山市福富西 3 - 7 - 40	藤 田 和 代
宇宙百貨株式会社	大阪府豊中市穂積一丁目10番32号	和 田 允 宏
株式会社アイジーエー	福井県武生市矢放町第13号 8 番地の 9	五十嵐 義 和
株式会社アロー	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 8 番12号	今 枝 重 信
株式会社ブルーメイト	岡山県井原市下出部町 1 丁目17番地 1 号	大 塚 民 一
株式会社ラッシュジャパン	神奈川県厚木市下川入828番 1	アンドリュ・マー ティン・ゲーリー
株式会社バルス	東京都港区西麻布一丁目 8 番 7 号	高 島 郁 夫
株式会社クリエイティブヨーコ	長野県長野市大字高田667番地16	伊 藤 洋 子

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワシマ・ゴールド	静岡県浜松市西丘町276 - 5	横 田 光 夫
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋2丁目2番3号	蕭 易 風
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町1丁目1番地11号	高 荷 隆
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川一丁目22番15号	岩 田 愛一郎
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目60番7号	上 田 稔 夫
株式会社キャビン	東京都渋谷区代々木4 - 62 - 17	吉 江 謙 二
株式会社トライフォースコネクション	群馬県前橋市三俣町一丁目7番地の18	塚 本 英 二
株式会社アミナ・コレクション	神奈川県横浜市緑区鴨居四丁目50番1号	進 藤 幸 彦
有限会社ロボット	群馬県太田市東新町10番地1	磯 野 洋 志
株式会社ツルヤ靴店	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号	服 部 博 幸
愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	佐 々 栄 治
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野四丁目7番2号	金 山 良 雄
株式会社ライトオン	つくば市東新井37番地1	藤 原 政 博
ＨＯＹＡヘルスケア株式会社	東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号	堀 江 松 生
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1	菊 地 敬 一
株式会社ジン	三重県四日市市新正1丁目12番4号	山 本 篤
株式会社コックス	東京都江東区新大橋一丁目8番11号	荻 原 久 示
株式会社サンマルク	岡山県岡山市平田173 - 104	片 山 直 之
有限会社サード	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5番32号	モハマドユセフ サード
株式会社キディランド	東京都台東区鳥越1 - 8 - 2	松 本 隆 三
株式会社ナルミヤインターナショナル	東京都港区北青山3丁目1番2号	成 宮 雄 三
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	辻 信太郎
株式会社キッドラボ	大阪府吹田市江坂町五丁目15番1号	狩 谷 輝 明
株式会社サ克蘭ボかわかみ	土浦市中高津1丁目23番13号	川 上 猛
株式会社Ｆ・Ｏ・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目4番14号	小 野 行 由
株式会社夢や	香川県高松市朝日新町17番20号	高 杉 弘 美
株式会社メガススポーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目36番5号	中 川 純 夫

(3) 届出年月日

平成17年11月7日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ大洋店

鉾田市汲上字戸間口1131

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成17年8月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 ■ 裕 正

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年3月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,205m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 95台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

(ウ) 荷さばき施設の面積 26m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 30m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分～翌午前0時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前2時～午後9時

キ 届出年月日

平成17年7月28日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
鉾田市	・ 社会的責任として、生活環境の保持のため、適切な対応を行うこと。また、届出内容と実態に乖離があり、その対策が不十分な場合には、再調査・再予測と追加的な対策を講ずるよう努めること ・ 地域住民からの苦情等に対し、早急な問題の改善・解決に努めること	・ 小売業の地域密着産業として、生活環境問題を地域住民や地方公共団体と協力して、真に豊かで健全な地域社会の実現に向けて貢献することが期待されているため
	・ 駐車台数の増加	・ 従業員の駐車スペースの確保、従業員が深夜帰宅する際の走行音等が周辺住民の夜間の静穏を妨げる恐れがあるため
	・ 駐車場出入口の施錠や警備員の巡回 ・ 適切な照明の位置や警備員の巡回等の配慮	・ 青少年等のたむろ等による騒音の防止のため
	・ 必要に応じ遮音壁等の設置	・ 深夜・早朝の荷さばき作業が、騒音上のトラブルで最も多い発生源であるため
	・ 混雑が予想される場合は、交通整理員を設けること ・ 廃棄物の細分化及びリサイクル・減量化 ・ 調理臭や悪臭の発散防止 ・ 各出入口に門扉等の設置	

茨城県告示第1444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

八郷ショッピングプラザ

石岡市柿岡5682 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成17年11月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 代表取締役 神林 章夫

（変更後） 代表取締役 小■ 裕正

(3) 届出年月日

平成17年10月31日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

八郷ショッピングプラザ

石岡市柿岡5682 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成17年11月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時（一部午後 8 時）

(変更後) 翌午前 0 時（一部午後 8 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成17年10月31日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	夜の営業時間内において、騒音・振動並びに照明（車両ライト含む）に関する対策をお願いします。	近隣住宅への公害や自動車のエンジン音、駐車場で大きな音が出たときに苦情が予想される。

茨城県告示第1446号

石岡台地土地改良区から平成17年11月16日付けで認可申請のあった雨ヶ谷地区土地改良事業（基盤整備促進事業・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成17年12月14日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申出をすることができる。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

石岡台地土地改良区定款の写し
雨ヶ谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月26日から
平成18年1月27日まで

3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

茨城県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 山方水府線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
常陸大宮市諸沢字久保4790番1地先から 常陸大宮市諸沢字宿4277番1地先まで	旧	メートル		メートル	
		最大	21.0		
	新	最小	4.5	320	
		最大	25.0		
		最小	6.0	320	現道拡幅

茨城県告示第1448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 守谷藤代線

2 供用開始の区間 取手市大字岡字大日後977番1地先から
取手市大字岡字大日後978番2地先まで

3 供用開始の期日 平成17年12月22日

茨城県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田下館線
- 2 供用開始の区間 筑西市羽方字上の内764番3地先から
筑西市羽方字上の内809番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月22日

~~~~~

## 茨城県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 矢畑横倉新田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字上山川字大久保5813番4地先から  
結城市大字上山川字大久保5822番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月27日

~~~~~

茨城県告示第1451号

平成17年9月14日付けで美野里町長 島田 穰一から協議のあった、基盤整備促進事業（基幹水利施設補修）部室地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年12月7日同意した。

平成17年12月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 庄 司 昭 也

~~~~~

## 茨城県告示第1452号

稲敷郡美浦村大字受領1515番地に事務所を置く木原土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年12月22日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 葉 梨 衛   | 稲敷郡美浦村大字木原594番地 1 |
| 〃   | 桑 野 忠   | 〃 〃 〃 536番地       |
| 〃   | 宮 本 市 郎 | 〃 〃 大字郷中1919番地    |
| 〃   | 林 秀 雄   | 〃 〃 大字木原500番地     |
| 〃   | 羽 成 孝   | 〃 〃 〃 591番地       |

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 羽 成 邦 夫 | 稲敷郡美浦村大字木原592番地   |
| 〃   | 松 葉 英 夫 | 〃 〃 〃 1570番地      |
| 〃   | 登 坂 勇 雄 | 〃 〃 〃 1764番地      |
| 〃   | 林 勉     | 〃 〃 〃 515番地       |
| 〃   | 吉 田 孝 夫 | 〃 〃 〃 390番地 1     |
| 監 事 | 堀 越 高 作 | 〃 〃 〃 760番地       |
| 〃   | 宮 本 典 昌 | 〃 〃 〃 466番地       |
| 〃   | 塚 本 悟   | 〃 〃 〃 596番地 1     |
| 〃   | 唐 澤 近   | 〃 〃 大字大須賀津186番地 2 |
| 〃   | 竹 内 守   | 〃 〃 大字木原526番地     |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 葉 梨 衛   | 稲敷郡美浦村大字木原594番地 1 |
| 〃   | 桑 野 忠   | 〃 〃 〃 536番地       |
| 〃   | 宮 本 市 郎 | 〃 〃 大字郷中1919番地    |
| 〃   | 林 秀 雄   | 〃 〃 大字木原500番地     |
| 〃   | 羽 成 孝   | 〃 〃 〃 591番地       |
| 〃   | 羽 成 邦 夫 | 〃 〃 〃 592番地       |
| 〃   | 松 葉 英 夫 | 〃 〃 〃 1570番地      |
| 〃   | 登 坂 勇 雄 | 〃 〃 〃 1764番地      |
| 〃   | 林 勉     | 〃 〃 〃 515番地       |
| 〃   | 吉 田 孝 夫 | 〃 〃 〃 390番地 1     |
| 監 事 | 堀 越 高 作 | 〃 〃 〃 760番地       |
| 〃   | 宮 本 典 昌 | 〃 〃 〃 466番地       |
| 〃   | 塚 本 悟   | 〃 〃 〃 596番地 1     |
| 〃   | 唐 澤 近   | 〃 〃 大字大須賀津186番地 2 |
| 〃   | 竹 内 守   | 〃 〃 大字木原526番地     |

## 茨城県告示第1453号

結城郡千代川村大字羽子53番地の 1 に事務所を置く江連用土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年12月22日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 監 事 | 吉 田 一 彦 | 水海道市中山町156番地 |

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第18号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者（以下「免除者」という。）に対する検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成17年12月22日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

## 1 申請受付開始日

平成18年1月23日（月）から随時受け付ける（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

## 2 審査の区分

- (1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査

## 3 審査対象者（免除者）

- (1) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5条。以下「旧検定規則」という。）に基づく検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であって、検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの。
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）。

注1 検定規則附則第7条第2項第1号の「警備業務」とは、当該旧検定に係る警備業務をいい、警備業者の使用人であっても、営業、会計等の事務に従事している場合は、「警備業務に従事している」とはいえない。また、警備業務の管理又は監督に従事している者で、改正法第45条に規定する警備員の名簿に記載され、警備員として必要な教育を受けている者は、警備業務に従事しているといえる。

注2 検定規則附則第7条第2項第2号の「継続して1年以上」とは、検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務又は指定講習の講師に従事し、かつ、当該旧検定に係る警備業務又は指定講習の講師に従事している期間が継続して1年以上である場合をいう。

## 4 審査申請手続き

## (1) 審査申請書の提出先及び提出方法

## ア 提出先

(ア) 審査を受けようとする者は、住所地（審査を受けようとする者が茨城県内の営業所に属する警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署の生活安全課

(イ) 茨城県公安委員会から交付された旧検定に基づく検定合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、茨城県内に住所地及びその属する営業所のいずれにも該当しない者にあつては、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課

## イ 提出方法

審査申請者は、審査申請書 1 通に必要な書類を 1 通ずつ添付して、提出先に提出すること。

なお、審査申請者本人による申請の他、代理人による代理申請も受け付ける。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 添付書類

(ア) 茨城県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、旧合格証の写し

(イ) 茨城県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、次に掲げる区分に応じた書面

a 茨城県内に住所地を有する者

旧合格証の写し、住所地を疎明する書面 (住民票の写し等)

b 茨城県内の営業所に所属する者

旧合格証の写し、営業所に属することを疎明する書面 (営業所所属証明書等)

\* a 及び b のいずれにも該当する者は、そのいずれかの書面

(ウ) 写真 1 葉

申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

(エ) 学科試験及び実技試験免除者に該当することを疎明する書面 (警備業務従事証明書、指定講習講師従事証明書等)

(オ) 代理申請をする場合については、申請者から委任を受けた旨の委任状

5 手数料

不要

6 その他

(1) 検定合格者審査に合格した者に対しては、成績証明書を交付する。

(2) 検定合格者審査に関する問い合わせ等については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 (電話029 - 301 - 0110内線3033) 又は各警察署生活安全課に問い合わせること。

## 公 告

● 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 公の施設の名称                            | 指定管理者として指定したもの                         | 指定の期間                             |
|------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 茨 城 県 立 青 少 年 会 館                  | 水戸市緑町一丁目 1 番18号<br>財団法人茨城県青少年協会        | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 吾 国 山 洗 心 館                | 水戸市見和一丁目356番地の 2<br>財団法人茨城県教育財団        | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 カ シ マ<br>サ ッ カ ー ス タ ジ ア ム | 鹿嶋市大字粟生字東山2887番地<br>株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |

| 公の施設の名称                                  | 指定管理者として指定したもの                                        | 指定の期間                             |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 鹿 島 セ ン ト ラ ル モ ー ル                      | 神栖市大野原四丁目 7 番 1 号<br>鹿島都市開発株式会社                       | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| つ く ば 国 際 会 議 場                          | 水戸市笠原町978番 6<br>つくばコンgresセンター<br>代表団体 財団法人茨城県科学技術振興財団 | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 県 民 文 化 セ ン タ ー                  | 水戸市千波町後川745番地<br>財団法人いばらき文化振興財団                       | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 鳥 獣 セ ン タ ー                        | 水戸市上国井町3118番地の21<br>財団法人茨城県農林振興公社                     | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 総 合 福 祉 会 館                        | 水戸市千波町1918番地<br>社会福祉法人茨城県社会福祉事業団                      | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 こ ど も 病 院                        | 東京都港区三田一丁目 4 番28号<br>社会福祉法人恩賜財団済生会                    | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 健 康 プ ラ ザ                        | 水戸市笠原町上組489番地の 5<br>財団法人茨城県総合健診協会                     | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 母 子 の 家                          | 水戸市八幡町11番52号<br>社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会                      | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 児 童 セ ン タ ー<br>こ ど も の 城         | 水戸市千波町1918番地<br>社会福祉法人茨城県社会福祉事業団                      | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 点 字 図 書 館                        | 水戸市袴塚一丁目 4 番64号                                       | 平成18年 4 月 1 日から                   |
| 茨 城 県 立 視 覚 障 害 者<br>福 祉 セ ン タ ー         | 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会                                      | 平成23年 3 月31日まで                    |
| 茨 城 県 立 聴 覚 障 害 者<br>福 祉 セ ン タ ー や す ら ぎ | 水戸市住吉町349番地の 1<br>社団法人茨城県聴覚障害者協会                      | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 立 あ す な る の 郷                      | 水戸市千波町1918番地<br>社会福祉法人茨城県社会福祉事業団                      | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 大 洗 マ リ ン タ ワ ー                    | 大洗町                                                   | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成23年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 民 の 森                              | 水戸市上国井町3118番地の21                                      | 平成18年 4 月 1 日から                   |
| 茨 城 県 植 物 園                              | 財団法人茨城県農林振興公社                                         | 平成21年 3 月31日まで                    |
| 茨城県森のカルチャーセンター                           |                                                       |                                   |
| 茨 城 県 き の こ 博 士 館                        |                                                       |                                   |
| 茨 城 県 奥 久 慈 憩 い の 森                      | 水戸市白梅二丁目 4 番 6 号<br>茨城県造園業協同組合                        | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 茨 城 県 水 郷 県 民 の 森                        | 水戸市上国井町3118番地の21<br>財団法人茨城県農林振興公社                     | 平成18年 1 月 4 日から<br>平成21年 3 月31日まで |
| 那 珂 湊 漁 港 駐 車 場                          | 水戸市笠原町1590番地 1<br>株式会社暁恒産                             | 平成18年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |

| 公の施設の名称             | 指定管理者として指定したもの                       | 指定の期間                       |
|---------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 那 珂 湊 漁 港 水 門       | ひたちなか市和田町3丁目11番11号<br>那珂湊漁業協同組合      | 平成18年4月1日から<br>平成21年3月31日まで |
| 波 崎 漁 港 漁 港 浄 化 施 設 | 神栖市波崎新港9番地<br>波崎水産加工業協同組合            | 平成18年4月1日から<br>平成21年3月31日まで |
| 波 崎 漁 港 海 岸 休 憩 施 設 | 神栖市                                  | 平成18年4月1日から<br>平成21年3月31日まで |
| 港 公 園               | 神栖市                                  | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 堀 原 運 動 公 園         | 水戸市見和一丁目356番地の2<br>財団法人茨城県体育協会       | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 東 町 運 動 公 園         | つくば市大角豆1744番地<br>特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 笠 松 運 動 公 園         | 水戸市見和一丁目356番地の2<br>財団法人茨城県体育協会       | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 砂 沼 広 域 公 園         | 水戸市笠原町978番25<br>財団法人茨城県開発公社          | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 県 西 総 合 公 園         | 筑西市直井1076番地<br>筑西広域市町村圏事務組合          | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 笠 間 芸 術 の 森 公 園     | 笠間市                                  | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 大 子 広 域 公 園         | 大子町                                  | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 鹿 島 灘 海 浜 公 園       | 鉾田市                                  | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 北 浦 川 緑 地           | 取手市                                  | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 県 営 住 宅 及 び 共 同 施 設 | つくば市竹園三丁目23番ノ2<br>財団法人茨城住宅管理協会       | 平成18年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

日立都市計画下水道の変更に伴い、常陸太田市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（常陸太田市公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

友部都市計画地区計画の決定に伴い、友部町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（南友部地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市向山字笠松1077番 1

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市中根3337番地の35

寺 門 金 次，寺 門 秀 樹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市知手字南瀬戸2395番 7，同番 8

2 事業主の住所及び氏名

神栖市知手中央五丁目 1 - 5（鐘化社宅106号）

金 井 貴 広

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字後田1181番12

2 事業主の住所及び氏名

千葉県野田市上花輪593番地 4

宮 川 秀 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4741番 7

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町若栗1361番地 4

津 覇 仁 一, 津 覇 靖 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字高岡字道慶859番41, 同番42

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町板橋2994番地

田 中 良 一, 田 中 悦 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市桐木字西原670番 1

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県春日部市備後東 1 丁目 7 番16 - 302号

滝 本 彰, 滝 本 みゆき

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市大泉字沖田500番 3

2 事業主の住所及び氏名

桜川市大泉499番地

植 木 勝 美

● 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 489 号	平成17年12月 9 日	有限会社 ヌマタ興産 代表取締役 沼田 久男	鹿嶋市大字志崎1362 番地 1	鹿嶋市大字志崎字南割 原83番135, 同番137, 同番138	メートル 6.20	メートル 134.11

(教 育 委 員 会)

● 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成17年12月22日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
茨城県水戸生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県鹿行生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県女性プラザ		
茨城県県南生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県県西生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県立西山研修所	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県立中央青年の家	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県立白浜少年自然の家	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県立さしま少年自然の家	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
茨城県立里美野外活動センター	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県体育協会	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
茨城県立歴史館	水戸市見和一丁目356番地の2 財団法人茨城県教育財団	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

~~~~~  
( 監 査 委 員 )

## 茨城県監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年12月22日

茨城県監査委員    山    口    伸    樹  
同                    田    山    東    湖  
同                    綿    抜            剛  
同                    平    田    公    敏

| 機 関 名                                | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|--------------------------------------|-----------|------------------------------|
| 人 事 委 員 会 事 務 局                      | 17. 10. 3 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 麻 生 県 税 事 務 所                        | 17. 10. 3 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>山 間 地 帯 特 産 指 導 所 | 17. 10. 3 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 県 立 太 田 第 二 高 等 学 校                  | 17. 10. 3 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                                | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                                                    |
|--------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 県 立 大 宮 工 業 高 等 学 校                  | 17. 10. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 那 珂 高 等 学 校                      | 17. 10. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 大 子 養 護 学 校                      | 17. 10. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 高 萩 工 業 高 等 学 校                  | 17. 10. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 衛 生 研 究 所                            | 17. 10. 11 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 北 海 道 事 務 所                          | 17. 10. 11 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 竜 ヶ 崎 土 木 事 務 所                      | 17. 10. 11 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 佐 和 高 等 学 校                      | 17. 10. 11 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 土 浦 県 税 事 務 所                        | 17. 10. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 福 祉 相 談 セ ン タ ー                      | 17. 10. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>常陸大宮地域農業改良普及センター  | 17. 10. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>常陸太田地域農業改良普及センター  | 17. 10. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 東 海 高 等 学 校                      | 17. 10. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 北 茨 城 養 護 学 校                    | 17. 10. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 稲 敷 県 税 事 務 所                        | 17. 10. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 稲 敷 土 地 改 良 事 務 所                    | 17. 10. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 県 立 消 防 学 校                          | 17. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>鹿 島 地 帯 特 産 指 導 所 | 17. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 大 洗 港 湾 事 務 所                        | 17. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 偕楽園事務所 大洗都市公園事務所                     | 17. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 鉾 田 保 健 所                            | 17. 10. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 鉾 田 土 地 改 良 事 務 所                    | 17. 10. 27 | 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。換地業務委託契約において、委託業務が完了していないにも関わらず、委託料を支払ったことは適切でない。 |
| 総 務 部 市 町 村 課                        | 17. 10. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |
| 土 木 部 都 市 局 都 市 整 備 課                | 17. 10. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                 |

| 機 関 名                                            | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                 |
|--------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 窯 業 指 導 所                        | 17. 11. 2  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 多 賀 高 等 学 校                                  | 17. 11. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 土 浦 土 地 改 良 事 務 所                                | 17. 11. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 医 療 大 学                                      | 17. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 利 根 流 域 下 水 道 事 務 所                              | 17. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 鹿 島 港 湾 事 務 所                                    | 17. 11. 11 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 鉾 田 土 木 事 務 所                                    | 17. 11. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 里 美 高 等 学 校                                  | 17. 11. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 自 治 研 修 所                                        | 17. 11. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 産 業 技 術 短 期 大 学 校                            | 17. 11. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 産 業 技 術 短 期 大 学 校 併 設<br>水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院 | 17. 11. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー                                  | 17. 11. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 偕 楽 園 事 務 所                                      | 17. 11. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 笠 間 警 察 署                                        | 17. 11. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 太 田 警 察 署                                        | 17. 11. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 近代美術館 天心記念五浦分館                                   | 17. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 盲 学 校                                        | 17. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 友 部 養 護 学 校                                  | 17. 11. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 友 部 東 養 護 学 校                                | 17. 11. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 潮 来 保 健 所                                        | 17. 11. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー                                  | 17. 11. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 水 戸 土 木 事 務 所                                    | 17. 11. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

## 茨城県監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年12月22日

茨城県監査委員 山 口 伸 樹  
 同 田 山 東 湖  
 同 綿 拔 剛  
 同 平 田 公 敏

| 団 体 名              | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                | 監 査 の 結 果                                       |
|--------------------|------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 株式会社 ひたちなか都市開発     | 17. 10. 11 | 平成16年度 | 県出資金 1,300,000,000円<br>(基本金) 2,550,000,000円                                                                                                                                              | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 財団法人 茨城県環境保全事業団    | 17. 10. 11 | 平成16年度 | 県出資金 768,274,300円<br>(基本金) 768,274,300円<br>建設基金県出資金 1,000,000,000円<br>(基本金) 3,215,810,000円<br>[補助金]<br>平成15年度公共処分場産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助金 (16年度繰越) 520,200,000円<br>[損失補償限度額] 18,200,000,000円 | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。         |
| 財団法人 いばらき腎バンク      | 17. 10. 11 | 平成16年度 | 県出資金 281,288,000円<br>(基本金) 417,825,591円                                                                                                                                                  | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 社団法人 茨城県心身障害者福祉協会  | 17. 10. 11 | 平成16年度 | [補助金]<br>平成16年度福祉の店事業等振興費補助金 10,652,799円                                                                                                                                                 | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 社団法人 茨城県緑化推進機構     | 17. 10. 11 | 平成16年度 | [補助金]<br>平成16年度緑化運動推進事業補助金 11,850,500円<br>平成16年度緑化推進委員会補助金 4,566,000円                                                                                                                    | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 財団法人 茨城県勤労者余暇活用事業団 | 17. 10. 17 | 平成16年度 | 県出資金 2,000,000円<br>(基本金) 4,000,000円<br>[補助金]<br>平成16年度余暇活用センターやみぞ施設等整備費補助金 13,525,000円<br>[公の施設管理委託料]<br>茨城県立中小企業福祉センター管理受託事業 45,640,288円                                                | 出資、公の施設管理委託及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 団 体 名                      | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                  | 監 査 の 結 果                                                     |
|----------------------------|------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 株式会社 ひた<br>ちなかテクノセ<br>ンター  | 17. 10. 28 | 平成16年度 | 県出資金 1,700,000,000円<br>(基本金) 4,126,000,000円<br>[補助金]<br>関連機関支援強化事業費補助金<br>6,828,452円                                                                       | 出資及び補助金に係る出納<br>その他の事務の執行は、適正<br>に処理されたものと認める。                |
| 財団法人 茨城<br>県建設技術管理<br>センター | 17. 10. 28 | 平成16年度 | 県出資金 28,000,000円<br>(基本金) 112,000,000円                                                                                                                     | 出資に係る出納その他の事<br>務の執行は、予算の執行に関<br>する注意事項を除き適正に処<br>理されたものと認める。 |
| 財団法人 茨城<br>県看護教育財団         | 17. 11. 8  | 平成16年度 | 県出資金 750,000,000円<br>(基本金) 1,000,000,000円<br>[補助金]<br>平成16年度茨城県看護教育財団運営費<br>補助金 17,136,000円<br>平成16年度看護師等養成所運営費補助<br>金 20,390,000円                         | 出資及び補助金に係る出納<br>その他の事務の執行は、適正<br>に処理されたものと認める。                |
| 茨城県漁業信用<br>基金協会            | 17. 11. 8  | 平成16年度 | 県出資金 282,850,000円<br>(基本金) 927,950,000円<br>[補助金]<br>平成16年度茨城県水産業信用保証料等<br>補助金 5,664,226円<br>平成16年度茨城県経営改善等資金融通<br>円滑化事業補助金 1,707,000円                      | 出資及び補助金に係る出納<br>その他の事務の執行は、適正<br>に処理されたものと認める。                |
| 財団法人 いば<br>らき文化振興財<br>団    | 17. 11. 9  | 平成16年度 | 県出資金等 730,000,000円<br>(基本金等) 730,000,000円<br>[補助金]<br>いばらき文化振興財団運営費補助金<br>101,595,162円<br>[公の施設管理委託料]<br>茨城県立県民文化センター管理業務及<br>び施設使用料徴収事務委託<br>324,886,331円 | 出資、公の施設管理委託及<br>び補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。   |

| 団 体 名        | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                 | 監 査 の 結 果                                       |
|--------------|------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 茨城県道路公社      | 17. 11. 9  | 平成16年度 | 県出資金 9,797,800,000円<br>(基本金) 12,100,300,000円<br>[貸付金]<br>表筑波スカイライン事業運営資金貸付金 1,660,000,000円<br>石岡有料道路事業運営資金貸付金 540,000,000円<br>[損失補償限度額] 18,000,000,000円                                                   | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。         |
| 茨城県住宅供給公社    | 17. 11. 9  | 平成16年度 | 県出資金 5,000,000円<br>(基本金) 10,000,000円<br>[貸付金]<br>一般事業貸付金 3,000,000,000円<br>公営住宅先行取得資金 1,914,083,000円<br>茨城県シニア住宅供給事業貸付金 1,000,000,000円<br>[損失補償限度額] 68,000,000,000円                                       | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。         |
| 鹿島都市開発株式会社   | 17. 11. 11 | 平成16年度 | 県出資金 693,000,000円<br>(基本金) 1,480,800,000円<br>[貸付金]<br>茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資金貸付金 11,118,315,000円<br>[公の施設管理委託料]<br>県立サッカースタジアム 244,633,200円<br>鹿島セントラルモール 49,970,342円                                          | 出資、公の施設管理委託及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 財団法人 茨城県体育協会 | 17. 11. 16 | 平成16年度 | 県出資金 35,234,341円<br>(基本金) 69,282,316円<br>[補助金]<br>財団法人茨城県体育協会補助金 29,294,183円<br>競技力向上費補助金 124,114,791円<br>国民体育大会派遣費補助金 57,736,501円<br>財団法人茨城県体育協会給与費補助金 355,113,549円<br>スポーツ天国補助金 658,000円<br>[公の施設管理委託料] | 出資、公の施設管理委託及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 団 体 名        | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                              | 監 査 の 結 果                                        |
|--------------|------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|              |            |        | 堀原運動公園，東町運動公園，笠原運動公園<br>633,847,184円<br>里美野外活動センター 11,867,923円                                                                                                                                                                                                         |                                                  |
| 学校法人 松栄学園    | 17. 11. 25 | 平成16年度 | [補助金]<br>平成16年度学校法人立幼稚園経常費補助金及び私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金 35,210,000円<br>平成16年度私立幼稚園教育施設整備事業費補助金 5,000,000円                                                                                                                                                                    | 補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。               |
| 財団法人 茨城県開発公社 | 17. 11. 30 | 平成16年度 | 県出資金 50,000,000円<br>(基本金) 90,000,000円<br>[補助金]<br>電源地域産業支援育成支援補助金 4,254,994円<br>[損失補償限度額] 160,000,000,000円<br>146,214,279,794円<br>(平成16年度末残高)<br>[公の施設管理委託料]<br>茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザの管理及び利用料徴収事務 392,450,515円<br>伊師浜国民休養地管理 21,933,900円<br>砂沼広域公園管理 44,016,000円 | 出資，公の施設管理委託及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。 |

## 茨城県監査委員公告第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，定期監査結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成17年12月22日

茨城県監査委員 山 口 伸 樹  
同 田 山 東 湖  
同 綿 拔 剛  
同 平 田 公 敏

|                                                                                             |                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 監査対象機関名<br>境土木事務所                                                                           | 監査実施年月日<br>平成17年 9 月14日 |
| ○ 監査の結果<br>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br>道路維持修繕工事において、前年度に既に工事が完了している工事費の支払いをしていたことは適切でない。 |                         |
| ○ 上記に対する措置状況<br>指摘を受けた事項については、所内のチェック体制を強化するなど、予算の進行管理を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。                |                         |

---

## 規 程

---

（ 企 業 局 ）

茨城県企業管理規程第15号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月22日

茨城県公営企業管理者

企業局長 坂 入 健

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程（昭和42年茨城県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項の表県南水道事務所の項中「大字」を削り、同表県西水道事務所の項中「新治郡新治村大字本郷」を「土浦市本郷」に、「水海道市」を「常総市」に、同表県中央水道事務所の項中「西茨城郡友部町大字平町」を「笠間市平町」に改める。

第8条の2第2項の表中「工務課」を「施設課」に改める。

付 則

この規程中第5条の2第2項の表の改正規定のうち、県西水道事務所の項中「水海道市」を「常総市」に改める規定は平成18年1月1日から、「新治郡新治村大字本郷」を「土浦市本郷」に改める規定は同年2月20日から、県中央水道事務所の項中「西茨城郡友部町大字平町」を「笠間市平町」に改める規定は同年3月19日から、その他の規定は公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1111 (代)